

国民健康保険料の計算方法と軽減

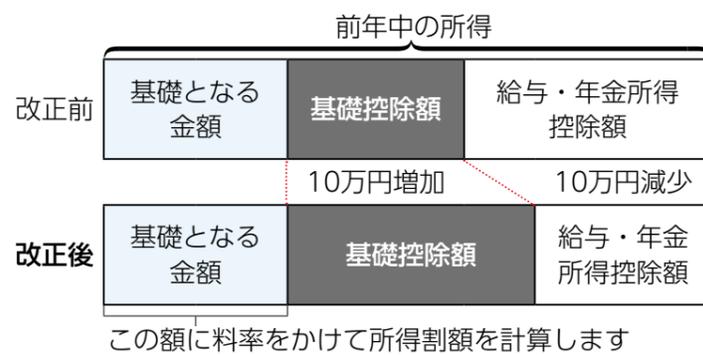
問医療保険課（市役所1階9番窓口）☎32-2071

税制改正により、給与・年金の所得控除額が10万円下がることで国保料に大きな影響が出ないように、基礎控除額を10万円引き上げました。詳しくはお問い合わせください。

国保料の計算

国保料			
医療分	所得割	均等割	平等割
+			
後期高齢者支援金分	所得割	均等割	平等割
+			
介護分	所得割	均等割	平等割

所得割額の計算（原則として影響なし）



均等割と平等割の軽減基準

軽減割合	世帯主と国保加入者の所得の合計が、次の金額以下の世帯	
	改正前	改正後
7割	基礎控除額（33万円）	基礎控除額（43万円） + {(給与所得者などの数 - 1) × 10万円}
5割	基礎控除額（33万円） + (28.5万円 × 国保加入者数)	基礎控除額（43万円） + (28.5万円 × 国保加入者数) + {(給与所得者などの数 - 1) × 10万円}
2割	基礎控除額（33万円） + (52万円 × 国保加入者数)	基礎控除額（43万円） + (52万円 × 国保加入者数) + {(給与所得者などの数 - 1) × 10万円}

※給与所得者などとは、給与収入が55万円を超える人と公的年金などの収入がある人（65歳未満：公的年金などの収入金額60万円超、65歳以上：公的年金などの収入金額125万円超）。

国保の加入と脱退

問医療保険課（市役所1階9番窓口）☎32-2071

退職や他の健康保険の扶養から外れたとき、津山市に転入したときは、津山市国民健康保険（国保）に加入する届け出が必要です。また、就職や扶養認定を受けて新しく他の健康保険に加入したときは、国保を脱退する届け出が必要です。

届け出に必要なもの

- ①世帯主の印鑑（スタンプ印不可）
 - ②来庁する人の顔写真付きの身分証明書（運転免許証など）
 - ③次の書類
- 加入の場合**…社会保険資格喪失証明書や離職票など、社会保険などをやめた日が分かる書類
- 脱退の場合**…国民健康保険証、新しい健康保険証

津山市介護保険料が決まりました

問高齢介護課（市役所1階11番窓口）☎32-2070

65歳以上の津山市の介護保険料は、課税状況や所得に応じて10段階の保険料に分かれます。令和3～5年度の保険料額は、次のとおりです。

市民税課税状況		所得区分	段階	保険料額（年額）	
世帯	本人				
非課税	非課税	生活保護受給者	第1段階	21,600円	
		老齢福祉年金受給者			
		前年の課税年金収入額とその他の所得の合計金額	80万円以下	第2段階	36,000円
			80万円超120万円以下	第3段階	50,400円
			120万円超	第4段階	57,600円
			80万円以下	第5段階	72,000円
課税	課税	前年の合計所得金額	120万円未満	第6段階	86,400円
			120万円以上210万円未満	第7段階	93,600円
			210万円以上320万円未満	第8段階	108,000円
			320万円以上600万円未満	第9段階	122,400円
			600万円以上	第10段階	144,000円

年金は世代と世代の支え合いの制度です

問市民窓口課（市役所1階7番窓口）☎32-2072

年を取ったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働く世代で支える仕組みが、国民年金の制度です。

国民年金は、日本に住む20～59歳のすべての人が保険料を納め、生涯を通じた保障を実現します。

国民年金の種類

種類	支給要件
老齢	保険料を納めた期間と免除された期間などが120カ月以上ある人が、65歳になった
障害	年金に加入する人が病気やけがで障害の状態になった
遺族	年金に加入する人が亡くなった※

※18歳になる年度の3月31日までの間にある子（障害者は20歳未満）がいる場合、配偶者や子に支給

納付方法

被保険者区分	加入者	納付方法
第1号	自営業、農業従事者、学生、無職の人	本人が口座振替などで納付
第2号	会社員、公務員	給料から天引き
第3号	第2号被保険者に扶養されている配偶者	加入する年金制度が負担

津山年金事務所で予約相談を受付中

年金事務所では、年金受給相談や年金請求手続きの事前予約を受け付けています。相談内容により、あらかじめ資料を準備して対応します。基礎年金番号が分かるものを準備し、電話してください。
津山年金事務所（田町）
 ☎31-2360